



CP736437-01-01

富士通ソフトウェアライセンス証書

このたびは、富士通株式会社(以下「弊社」といいます)の下記載のソフトウェア製品(以下「本製品」といいます)をお買い上げいただき、まことにありがとうございます。本証書は、お客様が弊社から適法に本製品を購入し、下記の「ライセンス条件」に記載された内容のライセンスを受けたことを証する書面です。お客様は、本証書を第三者に譲渡することはできません。なお、本証書の再発行はいたしませんので、大切に保管してください。お客様が下表記載の対象メディアに含まれるプログラム(以下「対象プログラム」といいます)のご使用、インストール、または対象プログラムの別ソフトウェアへの組み込み等のいずれかを実施された時点で、本ライセンス条件にご同意いただいたものとみなしますのでご注意ください。

ライセンス条件

本ライセンス条件に特段の定めのない限り、対象メディアに関するご使用条件がある場合の当該ご使用条件はなお有効に存続するものとし、その内容が、本ライセンス条件の内容に優先して対象メディアに関して適用されるものとします。

本製品名	FUJITSU UBIQUITOUSWARE センサーアルゴリズム デバイスライセンス V1.0 L11
型名	FUWS002
ライセンス数	100
対象メディア	FUJITSU UBIQUITOUSWARE センサーアルゴリズム V1.0 L11
対象プログラム	FUJITSU UBIQUITOUSWARE センサーアルゴリズム V1.0 L11

1.基本的なご使用方法

- 本製品により、お客様は、日本国内において対象プログラムを、コンピュータにインストールして使用できます。なお、当該コンピュータは、弊社が対象プログラムにおいて動作環境として指定しているOSが動作しているものとします。
- 対象プログラムにクライアント(ネットワークで接続されたクライアント・サーバシステムのうちのクライアントシステムをいい、以下同じとします)用のソフトウェアが含まれる場合、お客様は、上記(1)にかかわらず、当該クライアント用のソフトウェアを、日本国内において、複数のクライアントにインストールして使用することができます。
- お客様は、上記(1)においてインストールするコンピュータの数にかかわらず、対象プログラムにて処理する情報を発信するユビキタスウェアの数分のライセンスを購入する必要があります。
- お客様は本製品のご購入により対象プログラムの使用権のみを得るものであり、対象プログラムの著作権は弊社または開発元である第三者に帰属するものとします。
- 本製品が、お客様が購入した対象プログラムの旧バージョン製品、他エディション製品または移行対象製品(以下総称して「旧バージョン製品等」といいます)のバージョンアップ(メジャーアップを含みます)、アップグレードまたは移行(以下総称して「バージョンアップ等」といいます)を目的とした製品の場合、以下の条件が適用されます。
お客様は、本製品により、旧バージョン製品等からバージョンアップ等して対象プログラムをご使用いただくことができます。なお、本製品のご利用にあたっては、お客様が対象プログラムの旧バージョン製品等を保有していることが前提となります。また、お客様は、本製品により、旧バージョン製品等と本製品によりバージョンアップ等を行った対象プログラムのいずれか一方を使用することができますが、本製品によりバージョンアップ等を行った対象プログラムと、旧バージョン製品等に含まれるプログラムを同時に使用することはできません。なお、お客様は、本製品による対象プログラムのバージョンアップ等の後、再度旧バージョン製品等に戻ってご使用いただくことも可能ですが、この場合、バージョンアップ等を行った対象プログラムを旧バージョン製品等と同時に使用することはできません。
- 運用待機構成時
お客様が対象プログラムをインストールするコンピュータが、常時対象プログラムが稼働するコンピュータ(以下「運用系コンピュータ」といいます)と、運用系コンピュータが障害などの理由により使用できない場合にのみ対象プログラムが稼働するコンピュータ(以下「待機系コンピュータ」といいます)により構成されたシステムの場合は、1つのシステムを1台のコンピュータとみなします。その場合、お客様は、上記「1.基本的なご使用方法」(1)により運用系コンピュータに対象プログラムをインストールして使用することに加え、待機系コンピュータに対して、対象プログラムをインストールして使用することができます。



CP736437-01-02

2. 共通事項

- (1) 対象プログラムの別ソフトウェアへの組み込み
対象プログラムが、別のソフトウェアに組み込んで使用されることを想定したソフトウェアである場合には、お客様は対象メディアに添付されるマニュアル等（以下「マニュアル等」といいます）記載の要領に従って、対象プログラムの全部または一部を別のソフトウェアに組み込んで使用することができます。
- (2) 複製
- ① 対象プログラムの複製は、本ライセンス条件に記載の条件に基づいてコンピュータにインストールを行う場合、上記(1)に定める場合、および対象メディアに関するライセンス条件に定める場合に限定されるものとします。対象プログラムが組み込まれた別のソフトウェアについては、マニュアル等で弊社が複製を許諾していない限り、複製は行わないものとします。ただし、対象プログラム又は対象メディアに複製防止処理がほどこしてある場合には複製できないものとします。
- ② 前号によりお客様が対象プログラムを複製する場合、お客様は対象プログラムに付されている著作権表示を、変更、削除、隠蔽等しないものとします。
- ③ 対象プログラムの複製物についても、本ライセンス条件に記載の各条件が適用されるものとします。
- (3) 第三者への譲渡
お客様は、本製品および対象プログラムについて、第三者に対し、これを譲渡、貸与または再使用权を許諾しあるいは担保の目的に供することはできないものとします。
- (4) 改造
お客様は、対象プログラムについて、改造したり、逆アセンブル、逆コンパイルを伴うリバースエンジニアリングを行うことはできません。
- (5) 保証の範囲
- ① 弊社は、対象プログラムにおいて、マニュアル等との不一致があった旨お客様より通知された場合、お客様が本製品をご購入いただいた日から90日間に限り、弊社の判断により無償で当該マニュアルとの不一致の修正もしくは修正情報の提供を行うものとします。
- ② 合理的な範囲で弊社が上記①の修正、修正情報の提供を繰り返し実施したにもかかわらず、マニュアル等との不一致が修正されなかった場合には、当該マニュアル等との不一致に起因してお客様に生じた損害につき、お客様および弊社によるその損害額等についての協議のうえ、対象メディアおよび本製品の代金総額相当額を限度として、弊社は賠償責任を負います。ただし、弊社の責に帰すことができない事由から生じた損害、弊社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとします。なお、本号に基づき責任を負う期間は、上記①と同じとします。
- ③ 対象プログラムにつき、第三者から著作権または産業財産権（以下「知的財産権」といいます）を侵害するものであるとして、お客様に対し何らかの訴え、異議、請求等（以下総称して「紛争」といいます）がなされ、お客様から弊社への処理の要請とともに、権限の委任があった場合、弊社は自己の責任と負担において、お客様に代わって当該第三者との紛争を処理するものとします。その際、弊社は、当該第三者に対する損害賠償金の支払いを含む紛争処理費用を負担するものとします。
- ④ 前号において、対象プログラムが当該第三者の知的財産権を侵害するものと判断される場合には、弊社は弊社の判断により、以下のいずれかの措置をとります。
- a. 当該対象プログラムを侵害のないものに改変すること。
- b. お客様が対象プログラムを自ら使用することが可能となるよう当該第三者の許諾を得ること。
- c. 上記a. またはb. の措置がとれなかった場合、弊社は、お客様が当該対象プログラムを使用できなくなることにより被る損害について、お客様および弊社によるその損害額等について協議のうえ、対象メディアおよび本製品の代金総額相当額を限度として弊社は賠償責任を負います。ただし、弊社の責に帰すことができない事由から生じた損害、弊社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとします。
- ⑤ 上記③にもかかわらず、お客様が対象プログラムを他のソフトウェアと組み合わせる使用することによりはじめて知的財産権侵害となった場合、またはお客様の弊社に対する指示に起因して紛争が生じた場合等、当該紛争が弊社の責に帰すことができない事由より生じたものである場合には、弊社は上記③および前号の義務を負担しないものとします。また、お客様が弊社に通知することなく紛争に対応した場合に要した費用については、お客様が負担するものとします。
- ⑥ 上記③における紛争において、対象プログラムが当該第三者の知的財産権を侵害していなかった場合、当該第三者の知的財産権が無効であった場合等、当該紛争に理由がないとして当該紛争が終了した場合、お客様または弊社が当該紛争に対応するために要した費用については、お客様と弊社とで折半して負担するものとします。
- ⑦ 弊社は、上記①～⑥に基づき負担する責任以外の、対象プログラムの使用または使用不能から生じるいかなる損害（逸失利益、事業の中断、事業情報の喪失その他の金銭的損害を含みますが、これに限らないものとします）に関しても一切責任を負いません。たとえ、弊社がそのような損害の可能性について知らされていた場合も同様とします。
- ⑧ 対象プログラムに第三者が開発したソフトウェアが含まれている場合においても、第三者が開発したソフトウェアに関する保証は弊社が行う上記①～⑦の範囲に限られ、開発元である第三者は対象プログラムに関する一切の保証を行いません。
- (6) ハイセイフティ用途
お客様は、対象プログラムが、一般事務用、パーソナル用、家庭用、通常の産業等の一般的用途を想定して設計・製造されているものであり、原子力施設における核反応制御、航空機自動飛行制御、航空交通管制、大量輸送システムにおける運行制御、生命維持のための医療用機器、兵器システムにおけるミサイル発射制御など、極めて高度な安全性が要求され、仮に当該安全性が確保されない場合、直接生命・身体に対する重大な危険性を伴う用途（以下「ハイセイフティ用途」といいます）に使用されるよう設計・製造されたものでないことを確認するものとします。
お客様は、当該ハイセイフティ用途に要する安全性を確保する措置を施すことなく、対象プログラムをハイセイフティ用途に使用しないものとします。また、お客様がハイセイフティ用途に対象プログラムを使用したことにより発生する、お客様または第三者からのいかなる請求または損害賠償に対しても、弊社は責任を負わないものとします。



CP736437-01-03

3.本製品における特約条項

(1) サンプルプログラムについて

対象プログラムがマニュアル等に定めるサンプルプログラムである場合には、当該サンプルプログラムは現状有姿で提供され、上記2. (5)保証範囲は適用されず、サンプルプログラムおよびそれに関連して発生した損害について一切責任を負わないものとします。

(2) 許諾される第三者への頒布および再使用許諾

①上記2.(3)にかかわらず、対象プログラムの一部又は全部のプログラムがマニュアル等において頒布および再使用許諾可能である旨記載されている場合は、当該プログラム（以下「再許諾可能プログラム」といいます）について、お客様は、マニュアル等記載の目的においてのみ複製し、第三者（以下「利用者」といいます）へ頒布および再許諾することができるものとします。この場合、お客様は、対象プログラムにて処理する情報を発信するお客様および利用者のユビキタスウェアの数分のライセンスを購入する必要があります。

②お客様は利用者に対し、再許諾可能プログラムの使用条件として、以下を定めるものとします。

- a. 再許諾可能プログラムについて、利用者から第三者への譲渡、貸与、頒布または使用権の再許諾あるいは担保の目的に供することを禁止すること。
- b. 再許諾可能プログラムについて、利用者による改造、逆アセンブル、逆コンパイルを伴うリバースエンジニアリングを禁止すること。
- c. 再許諾可能プログラムについて、弊社は当該再許諾可能プログラムの瑕疵や知的財産権の侵害、その他いかなる責任を負わず、保証も行わないこと。
- d. 再許諾可能プログラムの使用条件遵守につき、弊社が下記3. (5)に基づく監査権を有し、当該監査の要求があった際にはこれに従うこと。

③弊社は再許諾可能プログラムに対して、利用者に対し、一切責任を負わないものとし、再許諾可能プログラムに起因して何等かの紛争が生じた場合、お客様の責任と負担で対応するものとします。

④再許諾可能プログラムの使用にあたり、利用者が弊社に損害を与えた場合は、お客様が責任を負うものとします。

(3) 許諾される改造

上記2.(4)の条件にかかわらず、対象プログラムがマニュアル等において改造可能である旨記載されているソースコード（以下「改造可能ソースコード」といいます）の場合は、お客様は、マニュアル等記載の目的においてのみ改造を行うことができます。ただし、改造可能ソースコードに付されている弊社の著作権表示およびその他の権利表示を削除しないものとします。

お客様が、改造を行った改造可能ソースコードを利用者に提供する際は、バイナリーコードの形式で提供するものとし、ソースコード形式での提供は行わないものとします。なお、お客様が利用者に提供するバリエーションコードに関し、弊社は一切責任を負わないものとします。

(4) オープンソースソフトウェア

本製品には、別途マニュアルに定めるオープンソースソフトウェア（以下「オープンソフト」といいます）が含まれており、本証書は本製品のうち、マニュアル等に一覧として定めるオープンソフトを除く部分にのみ適用されるものとします。オープンソフトについては、マニュアル等記載の使用条件が適用されるものとし、弊社はオープンソフトの瑕疵や知的財産権の侵害、その他いかなる責任を負わず、保証も行わないものとします。ただし、上記2. (5) ①記載のマニュアル等との不一致がオープンソフトに起因する場合、弊社は上記2. (5) ①記載の対応を行うものとします。

(5) 監査

①弊社は、お客様の本ライセンス条件の遵守状況を確認するために、お客様の取引書類その他の資料について必要な調査、複製を含め、お客様および委託先の事業所、並びに利用者の事業所に立ち入り、監査できる権利を有するものとします。

②監査は弊社の従業員または代理人が行うものとし、原則として監査費用は弊社が負担するものとします。ただし、監査の結果、お客様又は利用者による本ライセンス条件違反が判明した場合、本来必要なライセンス数を購入するとともに、当該不足分についての購入代金相当額の2倍の金額を、当該不足分の購入代金とともに支払うとともに、お客様は監査費用の負担を負うものとしたします。